



家庭用パソコンの
処分ってどうしたら
よいのかしら？

パソコンリサイクル!

使用済みのパソコンは、資源有効利用促進法により、メーカーによる回収とリサイクルが義務づけられています。個人で使用していたパソコン(家庭用パソコン)と、企業等により事業で利用されていたパソコン(事業用パソコン)のどちらについても、メーカーに回収・リサイクルしてもらうことができます。

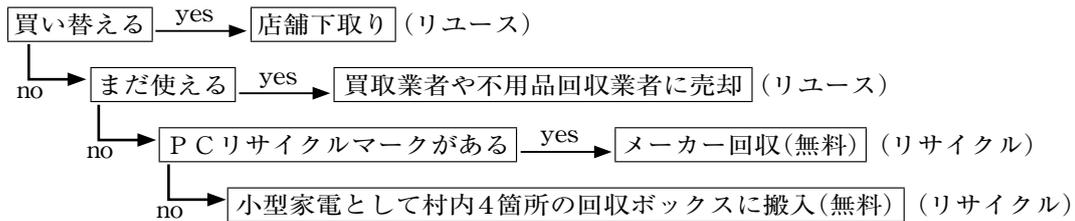
回収されたパソコンは、再資源化施設においてデータ破壊や分解等の工程を経て再資源化され、樹脂や金属といった素材として再利用されます。

限られた資源を有効に活用し、ごみを減らすため、使用済みパソコンのリサイクルにご協力をお願いします。

なお、家庭用パソコンについては、小型家電リサイクル法に基づく回収を利用することもできます。

今月号では家庭用パソコンの処分方法をお知らせします。

○家庭用パソコンの処分方法

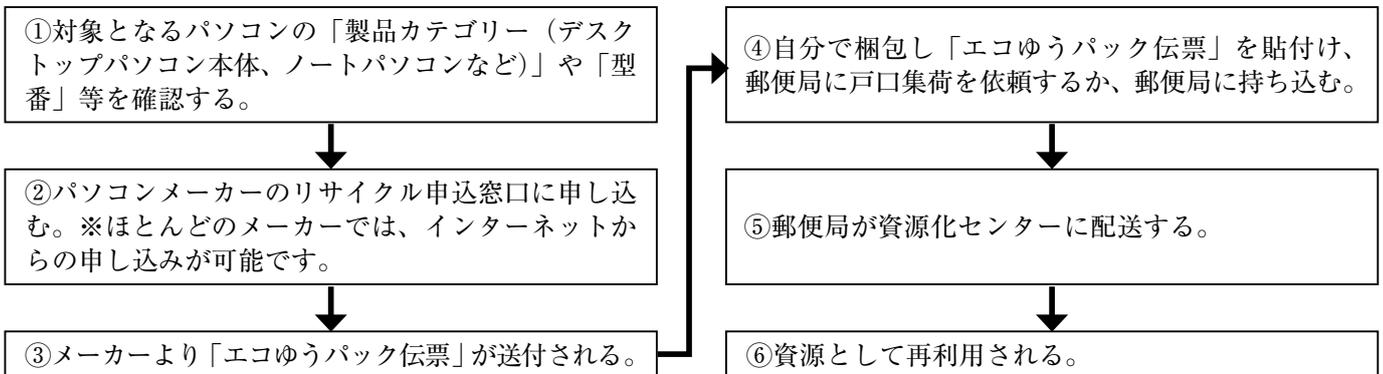


○PCリサイクルマークとは



「PCリサイクルマーク」は、平成15年(2003年)10月以降に販売された家庭向けパソコンに貼付されているものです。このマークの付いたパソコンは、廃棄する際に新たな料金をご負担いただくことなく、廃棄することができます。

○「PCリサイクルマーク」付きパソコンの廃棄方法



※メーカーによって回収方法が異なる場合があります。詳しくは、メーカーにご確認ください。

○データの消去について

ハードディスク上の重要な個人データが流出するというトラブルを回避するためには、ハードディスクに記録された全データを、ユーザーの責任において消去することが非常に重要です。

消去するためには、専用ソフトウェアあるいはサービスを利用するか、ハードディスク上のデータを物理的・磁氣的に破壊して、読めなくすることを推奨します。

○お問合せ先

パソコンリサイクルの詳細については、一般社団法人パソコン3R推進協会ホームページ URL: <https://www.pc3r.jp/home/index.html> をご覧になるか、役場住民生活課生活環境係(64-2113)までお問合せください。

○お知らせ

村広報誌1月号で、家庭用のブラウン管式パソコンモニター(家電リサイクル対象外品目)は、小型家電リサイクル対象外品目として周知しましたが、「PCリサイクルマークがない」家庭用ブラウン管式パソコンモニターは、令和5年4月から小型家電リサイクル対象品目として、村内4箇所の小型家電回収ボックスで回収しますので、お知らせします。

※小型家電回収ボックスは、役場裏口、幌呂農村民環境改善センター玄関前、下幌呂コミュニティセンター玄関前、鶴居村一般廃棄物最終処分場に設置しています。小型家電以外のものは、入れないでください。